

令和7年度

山王海葛丸農業水利事業

稲荷幹線用水路分水槽他整備（その2）工事

特別仕様書

東北農政局山王海葛丸農業水利事業所

第1章 総則

山王海葛丸農業水利事業稲荷幹線用水路分水槽他整備（その2）工事（以下「本工事」という。）の施工にあたっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、山王海葛丸土地改良事業計画に基づき稲荷幹線用水路の改修を行うものである。

2. 工事場所

岩手県紫波郡紫波町升沢地内

3. 工事概要

本工事の概要は、次のとおりである。

（1）分水槽補修	2箇所
（2）減圧水槽補修	1箇所
（3）水路付帯工	1式
（4）仮設工	1式

4. 工事数量

別紙ー1「工事数量表」のとおりである。

なお、備考欄に「概」と表示している工種の数量は、概算数量である。

第3章 施工条件

1. 施設管理者との調整

工事着手にあたり必要となる止水期間を事前に施設管理者と調整を図り、その結果を監督職員へ報告するものとする。

2. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。

また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う資材等の手配等は、受注者の責により行うものとする。

工期：令和7年8月18日から令和8年3月6日まで

（余裕期間：契約締結の日から令和7年8月17日まで）

ただし、契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手できるものとする。この際、施工形態、積算条件等に変更が生じる場合は、両者協議のうえ設計変更の対象とする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

3. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等 86 日を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。

第4章 現場条件

1. 関連工事

本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているため、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、調整し工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

稲荷幹線用水路分水槽他ゲート改修(その1)工事(施工予定時期:令和7年8月~令和8年3月)

2. 第三者に対する措置

(1) 騒音、振動対策

騒音、振動等の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

(2) 保安対策(交通誘導警備員)

本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

(3) 交通対策

公道の使用にあたっては、地元住民及び一般車両の通行を優先させなければならない。

また、通行等に支障を及ぼさないよう受注者において、路面清掃等の維持管理を行うとともに、事故防止に努めなければならない。

(4) 安全対策(架空線等公衆物損事故防止)

共通仕様書 3-2-2 一般事項 1 施工計画(2)において調査把握した工事区域内に存在する架空線等上空施設の下を横断する箇所には、高さ制限を確認するための安全対策施設(簡易ゲート等)を設置するとともに、重機等の横断に際しては適切に誘導員を配置し、誘導指示を行わなければならない。

また、安全対策施設設置等の詳細については、事前に現地調査を行い、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。

(5) その他

周辺構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

3. 関係機関との調整

本工事の施工に際しては、隣接地権者及び関係者とトラブルが生じないように、十分に連絡調整を行わなければならない。

また、工事の実施にあたっては、共通仕様書 1-1-44 に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

第5章 指定仮設

1. 工事用道路等

本工事では、既存の公衆用道路を工事用進入路として利用することとしている。

なお、一般の通行に支障をきたさないよう受注者の責任において維持管理を行わなければならない。

また、使用する道路の利用前後の状況を撮影記録するものとし、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

2. 発生土の処理

本工事に伴う発生土については、分水槽敷地内に敷き均すものとする。

3. 除雪工

本工事における除雪工は計上していないが、積雪深が 10cm 以上に達した場合に行うものとし、除雪を行った場合は、除雪実施状況（積雪深、除雪範囲、除雪方法等）を監督職員に報告するものとする。

なお、排雪が必要となった場合及び除雪方法について疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 現場発生材置場

現場発生材は、次の場所へ搬出するものとする。

名称	地先名	搬出予定量	摘要
山王海ダム発生材置場	岩手県紫波郡紫波町 土館地内	2.619ton	山王海ダム管理事務所 敷地内

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保を予定している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、別紙-2「工事用地等範囲図」に示すとおりである。

2. 工事用地等の使用及び返還

(1) 工事用地等は、別紙-3「国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。

- (2) 工事用地等のうち農地の使用に当たっては、使用前及び使用後の標高を確認するものとする。
- (3) 工事用地等の地権者及び周辺地域住民と折衝する場合は、あらかじめ監督職員と打合せを行い、紛争等が生じないよう十分注意するものとする。

(4) 工事用道路造成地及び工事用資材の一時仮置地は、発注者が確保している工事用地等内に土木用シートを敷設した後に、造成又は仮置するものとする。

なお、使用後の土木用シートは、産業廃棄物として適正に処理するものとする。

- (5) 発注者が確保した工事用地等については、工事施工に先立ち監督職員立会いの上、用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。

また、工事施工上必要な用地の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者に通知し、返還する際には立会わなければならない。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりであるが、これにより難しい場合は、同等品相当の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。

なお、JIS規格品は、産業標準化法（平成30年5月30日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証工場）での製造品とする。

(1) コンクリート二次製品

侵入防止柵の基礎ブロックは、300×300×450の製品を使用するものとする。

(2) 断面修復材（無機系）

試験方法等		規格値	
付着強度試験	JSCE-K 561 供試体の被覆厚さ 20mm を標準とする。 水中条件における養生条件：供試体作成後、温度 20±2℃、相対湿度 60±10% で7日間気中養生後、脱型して水中養生を行う。 乾燥・温冷繰り返し回数 10 サイクル	各種試験における付着強度	
		標準条件	1.5N/mm ² 以上
		多湿条件	
		低温条件	
		水中条件	1.0N/mm ² 以上
		乾燥繰り返し条件	
温冷繰り返し条件			
圧縮強度試験	JSCE-K 561 (28日養生)	21.0N/mm ² 以上	

試験方法等		規格値
長さ変化率試験	JIS A 1129 試験体作成時及び脱型後の養生条件：温度 23±2℃、湿度 50±5%	2日間養生後に脱型した長さを基長とし、林齢 28 日の長さ変化率が 0.05%以下
中性化促進試験	JIS A 1153 促進期間 4 週間	中性化深さ 5mm 以下(中性化速度係数 18mm√年以下)
摩耗深さ	表面被覆材の水砂噴流摩耗試験 (林齢 28 日、10 時間経過後)	標準供試体に対する平均摩耗深さの比が 1.5 以下
凍結融解試験	JIS A 1148 (A 法) 試験条件：凍結融解 300 サイクル	相対動弾性係数 85%以上

(2) ひび割れ注入材 (樹脂系)

試験方法等		規格値
粘性試験	JIS K 6833	粘度1.0Pa・s以下 チキソトロピック係数 4 ± 1
可使時間の試験	温度上昇法	30分以上
耐硬化収縮性試験	JIS A 6024	3%以下
付着強度試験	JIS A 6024	乾燥面：6.0N/mm ² 以上 湿潤面：3.0N/mm ² 以上

(3) 柵類

種類	支柱間隔 (mm)	規格	摘要
ネットフェンス 積雪型	1,500	H=1,500 (忍返し付) ひし形金網 φ3.2×56mm	亜鉛メッキ製品

2. 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事用材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物
プライマー	カタログ
断面修復材	カタログ、試験成績書
シール材	カタログ、試験成績書
ひび割れ注入材	カタログ、試験成績書
ネットフェンス	カタログ、試験成績書、割付図

材 料 名	提 出 物
ネットフェンス扉	カタログ、試験成績書、割付図
塗料	カタログ、試験成績書
リアサークル	カタログ
アンカーブロック	カタログ、試験成績書
大型土のう袋	カタログ

3. 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査を受けなければならない。

材 料 名	検査項目	備 考
プライマー	空袋等数量	施工完了後、空袋等の確認を行う。
断面修復材	空袋等数量	施工完了後、空袋等の確認を行う。
ひび割れ注入材	空袋等数量	施工完了後、空袋等の確認を行う。
塗料	空袋等数量	施工完了後、空袋等の確認を行う。

4. 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。

また、購入費用及び輸送費等に要した費用については、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、設計変更の内容について協議するものとする。

資材名	規格	調達地域等
敷鉄板	t22*B1, 524*L3, 048mm	盛岡市

第9章 施 工

1. 一般事項

(1) 基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

(2) 検測又は確認（施工段階確認）

1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期については、受発注者の協議により変更する場合がある。

なお、施工段階確認の具体的な方法については、施工計画書に記載するものとする。

2) 施工段階確認後は、施工段階確認簿をその都度作成し、速やかに監督職員へ提出するものとする。

3) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

4) 施工段階確認結果において、管理基準値及び規格値から外れたものが確認された場合、受注者は以下の対応を行わなければならない。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

なお、手直した箇所については、再度施工段階確認を受けるものとする。

- ① 管理基準値から外れた場合、施工方法の改善策を監督職員に報告しなければならない。
- ② 規格値から外れた場合、手直し工事を行うとともに、施工方法の改善策を監督職員に報告しなければならない。

工種		確認内容	確認時期	遠隔確認
水路 補修 工事	下地処理工	外観、付着強度	初期施工段階で1箇所(左右側壁の2点)	
	断面補修工	幅、長さ、外観	初期施工段階で1箇所	
	ひび割れ補修工 (注入工法)	長さ、外観	初期施工段階で1箇所	

2. 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材 廃棄物	処理 施設名	住所	受け入れ 時間	事業区分
コンクリート殻 (有筋)	成和建设(株)リサイクル場	花巻市金矢 5-61-1	8:00 ~17:00	再資源化 施設業者
コンクリート殻 (無筋)	成和建设(株)リサイクル場	花巻市金矢 5-61-1	8:00 ~17:00	再資源化 施設業者
プラスチック廃材	(株)北日本環境保全	北上市上鬼柳 3-64-1	8:00 ~17:00	再資源化 施設業者

3. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの 作業内容及び 解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	■手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	■手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

4. 土工

(1) 掘削

- 1) 掘削にあたっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。
- 2) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生、又はそのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

(2) 埋戻

- 1) 埋戻の使用材料は、掘削で発生する建設発生土を流用するものとする。
なお、発生土の使用が困難な場合は監督職員と協議するものとする。
- 2) 埋戻は、均等にまき出し、現地盤と同等の締固め度となるよう締固めなければならない。

5. 土砂撤去

土砂撤去は、図面に示す箇所について施工するものとするが、現地に合致しない場合は監督職員と協議するものとする。

6. 構造物取壊し工及び撤去工

(1) 工事施工上の支障物

工事施工上支障となる既設構造物があった場合は監督職員に立会いを求め、現地確認を実施したうえで事前に撤去数量を監督職員と協議するものとし、監督職員の承諾のうえ撤去するものとする。

(2) 既設構造物取壊し数量

既設構造物取壊し数量は、取壊し前に現地にて断面計測等の確認による数量と実際計量した数量に差異が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

7. 試験施工

下地処理工の着手にあたっては、事前に、洗浄水圧及び洗浄後の既設水路躯体の付着強度と摩耗(凹凸)量を把握するための試験施工を行い、その結果を監督職員に報告しなければならない。

(1) 試験施工計画書の提出

試験施工は、以下に示す内容を実施するものとし、事前に実施位置と試験方法の詳細等を記載した試験施工計画書を作成し、監督職員に提出のうえ承諾を得なければならない。

(2) 試験施工の内容

下地処理の付着強度試験及び既設水路表面の凹凸調査を以下により実施するものとする。
なお、位置と調査方法の詳細については、事前に監督職員と協議するものとする。

項目	下地処理	下地処理後	
		凹凸調査	付着強度試験
試験位置	補修箇所 1 地点	同左	同左
施工場所 (1 地点当たり)	左右側壁 1 箇所	同左	同左

項目	下地処理	下地処理後	
		凹凸調査	付着強度試験
施工範囲 (1箇所当たり)	1.0m×1.0m	0.3m×0.3m	3個
調査方法	1箇所ごとに噴射圧力を3ケース調査	測線間隔6cm格子毎に凹凸量を測定	単軸引張試験：噴射圧力1ケースごとに、左右側壁の全2箇所について、それぞれ3個の単軸引張試験
試験の規格値	—	—	側壁：個々の値が1.0N/mm ² 以上

8. コンクリート補修工

(1) 準備工

1) 水路内の底版上に堆積している汚泥やゴミ等をスコップ等により除去し、適切に処分するものとする。

なお、処分費用については、実績による設計変更を行うため、数量等を監督職員に提出するものとする。

2) 湧水や降雨が水路背面から流入する場合は、止水又は導水処理及び水替え等について監督職員と協議するものとする。

また、側壁面の施工に支障となる樹木や草、泥土等が背面盛土側に存在する場合は、その処理について監督職員と協議するものとする。

3) 降雨及び降雪対策、養生温度の確保等のために必要と思われる場合は、適宜、ビニールシート等による養生を行うものとする。

(2) 下地処理工

1) 高圧洗浄機等を用いてコンクリート表面の泥や藻、苔、油脂類等の付着物及び剥離箇所等の局所的な脆弱部を除去しなければならない。

また、脆弱部を除去した殻については集積し適正な処理を行うものとする。

2) 高圧洗浄機の水圧は14.7MPa(1分)を想定しているが、高圧洗浄機等の使用に先立ち、試験施工を行い、第9章7に示す付着強度を満足する水圧を確認しその結果を監督職員に報告しなければならない。

3) 本工事における高圧洗浄水の調達に係る費用は計上していないが、計上が必要な場合は監督職員と協議するものとする。

(3) 補修範囲の確認

補修計画図に記載のないひび割れ、漏水、剥落等の劣化が確認された場合には、補修工計画図に追補するとともに、写真等を整理して監督職員に報告するものとする。

また、併せて、監督職員立会いのうえ、補修の対象とするか否かについて協議するものとする。

(4) 断面修復工(左官工法)

1) 下地処理における高圧・超高压洗浄の他、ピック、コンクリートブレーカ等を用い脆弱部を除去するものとする。

2) プライマーは、塗り残しが無いよう隅角部まで入念に塗布するものとする。

なお、プライマーを塗布せずに付着強度を確保する場合はこの限りではない。

3) 断面修復材は金ゴテ等により平滑に仕上げるものとする。修復厚が3 cm以上ある場合は、1層を3 cm以内とし複数層に分けて、施工しなければならない。

なお、日平均気温が4℃以下になることが予想される場合、材料、配合、断面修復作業等において、温度管理及び養生を行い、材料の凍結や初期凍害を防止しなければならない。

また、養生の方法については、事前に監督職員と協議するものとする。

(5) ひび割れ補修工（注入工法）

1) 清掃

既設コンクリートとひび割れシーリング材及び注入用器具の付着を確保するため、ひび割れ部のコンクリート表面をワイヤブラシ等を用い、ひび割れに沿って幅50mm程度のレイタンスや塵芥を除去し清掃する。

2) 注入用器具の設置

注入用器具（座金等）をひび割れ上に接着材（シーリング材）で取り付ける。取付間隔はひび割れ幅によって異なるが、ひび割れ幅が0.2～1.0mmの場合は、250～300mm程度を目安とする。

3) ひび割れ表面のシーリング

ひび割れ部表面をシーリング材により注入材が流出しないようにシーリングする。特に、自動式注入工法の場合は、微細なひび割れからも注入材が漏れることがあるため、幅広くシーリングすることが必要である。

コンクリート表面が濡れていたり湿っていたりする場合は、ひび割れシーリング材の接着性の低下を招き、塗膜の膨れを生じることがあるため、コンクリート表面の含水率は高周波水分計で8%以下であることを確認する。

4) 注入

シーリング材が硬化した後、注入用器具（シリンダー等）を取付け、注入圧力0.4N/mm²以下で注入材を注入する。必要に応じて、注入材の補充（追加注入）を行う。

なお、貫通ひび割れを伝って水路背面から注入材が漏れるおそれのある場合は、協議の上、背面にシーリングを行うか又は背面より流出しない粘度の注入材を使用する。

エポキシ樹脂注入の施工にあたっては、ひび割れごとに注入された樹脂の量を記録する。設計注入量と比較し、大幅に注入された場合は、内部にジャンカ等が有るか背面に流出している可能性があるため、原因を調査する。

5) 養生

注入完了後は、注入器具を取り付けたまま硬化養生をする。

6) 注入用器具撤去

注入材の硬化後、注入器具を撤去する。

7) 表面仕上げ

ディスクサンダー等でシーリング材を除去し、平滑な面に仕上げる。パテは、ディスクサンダーを用いて削り取るか、ポットガンを用いて加熱し軟らかくなったところを皮すき等で削

り取る。

9. 水路付帯工

(1) 転落防止柵の塗装は、図面に示す箇所について施工するものとするが、現地に合致しない場合は監督職員と協議するものとする。

なお、亜鉛メッキの塗装について、2回塗りを行うことを基本とする。

(2) 進入防止柵（門扉含む）、リアサークルは、図面に示す箇所について施工するものとするが、現地に合致しない場合は監督職員と協議するものとする。

10. 仮設工

工事の施工上支障となる枝葉等については、範囲や実施方法を事前に監督職員と協議のうえ、枝払いを行うものとする。

なお、枝払いした枝葉等は、産業廃棄物処理場へ搬出するものとする。

11. その他

工事用地周辺の耕地に異物が混入しないよう十分注意して施工するものとし、混入した異物は丁寧に除去するものとする。

第10章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者の資格は、入札公告による。

2. 施工管理

(1) 施工管理の追加項目

本工事の施工管理は、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」によるものとする。施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準等は、次によらなければならない。

水路補修工（ひび割れ補修、断面修復）の施工管理（出来形管理、撮影管理、品質管理）については、「農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【開水路補修編】令和5年3月」により実施するものとする。

(2) 出来形管理

1) 直接測定による出来形管理は、以下のとおりとする。

ただし、工法により、下表により難しい場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

工種	項目	管理基準値及び規格値	測定基準
下地処理	外観	表面に付着物がなく、骨材表面が露出し劣化物のないコンクリート表面であること。	各施工箇所当たり2箇所処理面を目視確認する。
不陸調整	外観	表面被覆の施工に支障をきたす浮き、ひび割れ、硬化不良等がなく、平滑であること。	各施工箇所当たり2箇所処理面を目視確認する。

工種	項目	管理基準値及び規格値	測定基準
	面積	基準値：－ 規格値：施工面積 \geq 設計面積	全施工面積について、各施工面積を展開図又はその他の方法により測定(求積)し、確認する。
断面修復工 (左官工法)	長さ	基準値：－0mm 規格値：－0mm	各施工箇所とする。
	幅	基準値：－0mm 規格値：－0mm	各施工箇所とする。
	厚さ	基準値：－0mm 規格値：－0mm	各施工箇所とし、1箇所につき1点測定する。
	外観	施工面に、浮き、ひび割れ、硬化不良がなく、平滑に仕上がっていること。	各施工箇所を目視確認する。
	面積	基準値：－ 規格値：施工面積 \geq 設計面積	各施工面積について、展開図又はその他の方法により測定(求積)し、確認する。
ひび割れ補修工(注入工法)	延長	基準値：－0mm 規格値：－0mm	各施工箇所とする。
	注入量	基準値：設計量以上 規格値：設計量以上	注入総量を確認する。

2) 撮影記録による出来形管理は、以下のとおりとする。

工種	撮影基準	撮影箇所
下地処理	各施工箇所当たり2箇所 所で撮影する。	施工前後の表面状況、施工状況、使用機械、洗浄圧力、不陸・凹凸の状況、付着強度試験の測定値を撮影する。
不陸調整	各施工箇所当たり2箇所 所で撮影する。	施工前後の表面の状況、施工状況、使用機械、使用材料の割合・練り混ぜ状況を撮影する。 面積測定状況、付着強度試験値を撮影する。
	全1回	材料の総使用量が分かるものを撮影する。
断面修復工 (左官工法)	各施工箇所当たり2箇所 所で撮影する。	施工前後の状況、施工状況、使用材料の配合・練り混ぜ状況、厚さ、寸法、面積測定状況を撮影する。
	全1回	材料の総使用量が分かるものを撮影する。
	防錆処理	施工箇所ごとに撮影する。
ひび割れ補修工(注入工法)	各施工箇所当たり2箇所 所で撮影する。	施工状況、使用機械、補修箇所の延長を撮影する。
	全1回	材料の総使用量が分かるものを撮影する。

(3) 品質管理

1) 補修工事における品質管理は、以下のとおりとする。

ただし、工法により、下表により難しい場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

工種	試験(測定)項目	試験方法	規格値	試験(測定)基準
下地処理	付着強度	単軸引張試験	側壁：個々の値が1.0N/mm ² 以上	下地処理後 各施工箇所当たり2箇所、1箇所当たりの試験数は3個
断面修復工(左官工法)	圧縮強度(材齢28日)	JSCE-K561	21.0N/mm ² 以上	断面修復施工時 ①試験体の作製：断面修復工施工中の材料練り混ぜ中のもから採取 ②試験頻度：施工箇所ごとに1回 ③試験体：円柱試験体(φ50mm×100mm)を1回につき3本採取 作成1日後に脱型し、材齢28日まで20℃±2℃の水中養生

3. 工事写真における黑板情報の電子化について

黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器ソフトウェア等(以下「機器等」という。)は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- 1) 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黑板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、上記(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記1)に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す

「写真編集」には該当しないものとする。

3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を移し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、上記(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL(https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第11章 条件変更の補足説明

本工事の施工にあたり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりであるが、両者協議のうえ軽微と認めた事項については、変更しないことがある。

1. 自然条件等に関する事項

- (1) 現場状況等により構造及び工法を変更した場合
- (2) 転石が出現した場合
- (3) 地下埋設物(埋蔵文化財を含む)の出現による工事等の中止があった場合
- (4) 湧水等が発生し、排水処理が必要となった場合
- (5) 異常出水が生じた場合
- (6) 除雪が生じた場合
- (7) 排雪が必要となった場合

2. 施工方法に関する事項

- (1) 構造物撤去工、補修工、水路付帯工、仮設工の数量に変更が生じた場合
- (2) 監督職員が設計変更に必要な調査、測量、設計、図面作成又は歩掛調査等を指示した場合
- (3) 工事用道路等として使用する道路が、正常な運行にもかかわらず破損し、これを補修する場合が生じた場合
- (4) 工事用道路又は足場工について現地精査により変更する場合
- (5) 材料の規格・数量に変更が生じた場合
- (6) 建設汚泥処理について追加する場合
- (7) 産業廃棄物処理量が著しく増減した場合
- (8) 諸経費動向調査を追加する場合

- (9) 現場条件、施工計画、工事工程等について工事円滑化会議により確認を行い、両者協議のうえ変更が生じた場合
- (10) 設計図書の照査等に基づく変更が生じた場合
- (11) 建設発生土受入地、受入方法、処理方法等に変更が生じた場合
- (12) 現地調査結果により工法変更が生じた場合
- (13) 施工にあたり新たに工作物の撤去が必要となった場合

3. 関係者との協議に関する事項

- (1) 第三者との協議等により、変更が生じた場合
- (2) 関係機関との協議等により、変更が生じた場合
- (3) 防音、防塵及び防振処理が必要となった場合
- (4) その他両者協議の上、必要と認めた場合

4. 施工管理等の方法に関する事項

- (1) 施工段階確認項目に変更が生じた場合
- (2) 安全衛生管理内容に変更が生じた場合
- (3) 遠隔確認試行の実施を指示した場合

第12章 その他

1. 契約後 VE 提案

(1) 定義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE 提案の意義及び範囲

1) VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

2) ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。

- ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
- ② 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
- ③ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE 提案書の提出

1) 受注者は、上記（2）の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書（共通仕様書 様式 6-1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

- ① 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由
- ② VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

③VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

④発注者が別途発注する関連工事との関係

⑤工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項

⑥その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項

2) 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

1) 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書 様式 6-5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。

2) VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

3) VE 提案の審査にあたっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

4) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

5) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

6) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。

7) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記 6) の VE 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受

注者の責任が否定されるものではないこととする。

2 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-39に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又は BD-R）正副2部

3. 主任技術者等の専任期間

- (1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
- (2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者の工事現場での専任を要しない。
- (3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

4. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

5. 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象費」という。）等について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
 - 1) 営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費
 - 2) 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、上記（2）により発注者から示された割合を参考にして、別紙-4、様式1に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、別紙-5、様式2に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上

額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「上記（４）の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

6. 共通仮設费率分の適切な設計変更

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
運搬費：建設機械の運搬費
準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、上記（２）により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、別紙－６、様式１に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費（率分）の合計額」を差し引いた後、「上記（４）の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

7. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表

は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に円滑な工事着手が図れるよう事業所長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。

なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時及び新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、主任監督員（主催）、監督員が、施工計画、工事工程等について確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事实施中において、自然的又は人為的な原因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。

なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上、開催する。

(5) 建設コンサルタントの出席

上記（1）～（4）の会議に必要なに応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

(6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議において確認した事項については、工事の施工効率向上対策打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

8. 現場環境改善費

(1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。

ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更してもよい。

詳細については、監督職員と協議実施する。

なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 以下の表に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

(3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等）
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献

9. 週休2日制工事の試行

(1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について受注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

(2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を

行ったと認められる状態をいう。

なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての週で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。

ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

① 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。

なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

①補正係数

	週単位の週休2日 [現場閉所1週間に2日以上]	月単位の週休2日 [現場閉所率28.5%（8日/28日）以上]
労務費	1.02	1.02
共通仮設費（率分）	1.05	1.04
現場管理費（率分）	1.06	1.05

②補正方法

当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。

なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負

契約書第 25 条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休 2 日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休 2 日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成 15 年 2 月 19 日付け 14 地第 759 号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙 8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数 10 点を減ずるものとする。

10. 週休 2 日制の促進

本工事は、週休 2 日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。

11. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

1) 真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

なお、WBGT を用いる場合は、WBGT が 25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

補正值 (%) = 真夏日率 × 補正係数※

※補正係数 : 1.2

12. 総価契約単価合意方式 (包括的単価個別合意方式)

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式 (包括的単価個別合意方式) の対象工事である。
- (2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

13. 共通仮設費率分の適切な設計変更

- (1) 本工事は、「共通仮設費 (率分) のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費 (以下「実績変更対象経費」という。) については、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
運搬費 : 建設機械の運搬費
準備費 : 伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合 (以下「割合」という。) を提示する。
- (3) 受注者は、(2) により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書 (以下「内訳書」という。) を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類 (領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書) を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4) の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

14. 現場環境改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境 (トイレ・更衣室) の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

なお、トイレは男女別トイレを基本とし、下記 (2) 1) ①~⑥の設備・機能を満たすものとする。

- (1) 内容

受注者は、現場に下記ア～サの使用を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、下記⑫～⑰については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ① 洋式（洋風）便器
- ② 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ③ 臭い逆流防止機能
- ④ 容易に開かない施錠機能
- ⑤ 照明設備
- ⑥ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ⑨ サニタリーボックス
- ⑩ 鏡と手洗器
- ⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- ⑫ 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- ⑬ 擬音装置（機能を含む）
- ⑭ 着替え台
- ⑮ 臭気対策機能の多重化
- ⑯ 室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

（2）快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】上記①～⑥及び【付属品として備えるもの】上記⑦～⑰の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

（3）快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議のうえ、本項の対象外とする。

- (1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配意しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。
- (2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5点を加点評価する。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。

[事業(務) 所長]

【被災農林漁家の就労機会の確保】

- 令和6年9月20日からの大雨(※1)の被災地域における被災農林漁家を雇用した。(7.5点)
- 令和6年9月20日からの大雨(※1)の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。(5点)
- 令和6年9月20日からの大雨(※1)の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。(2.5点)

第13章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 北幹線分水槽				「概」と表示しているものは概数数量発注による数量
(1) 土工	堆積土砂撤去			
掘削工	床掘 人力 クレーン吊上げ	式	1	
土砂引き上げ		式	1.000	
大型土のう袋		枚	1.000	
廃プラスチック運搬・処理	堆積土砂撤去 土のう袋運搬+処分費 L=38.7km	m ³	0.007	
(2) 土工	水路附帯工			
掘削工	侵入防止柵設置 砂質土 BH0.28m ³	式	1	
埋戻	侵入防止柵設置 発生土 砂質土	式	1	
(3) 構造物撤去工				
コンクリートはつり	壁 t≤3cm	m ²	3.650	
殻運搬・処理	コンクリート殻 有筋 運搬+処分費 L=20.4km	m ³	0.018	
侵入防止柵撤去	H=1.5m(忍返しあり) 支柱間隔2.0m アンカーブロック 廃棄	m	33.400	
侵入防止柵扉撤去	H=1.5m 片開き アンカーブロック 廃棄	組	1.000	
殻運搬・処理	コンクリート殻 無筋 運搬+処分費 L=20.4km	m ³	0.390	
現場発生材運搬	北幹線分水槽→山王海ダム発生材置場 L=4.4km	ton	0.590	
リアサークル撤去工①	サイドポール7.2m リアサークル4.8m	組	1.000	
リアサークル撤去工②	サイドポール8.1m リアサークル6.0m	組	1.000	
廃プラスチック運搬・処理	リアサークル撤去工 運搬+処分費 L=38.7km	m ³	1.000	「概」
(4) 補修工				
高圧洗浄工	14.7MPa	m ²	970.880	
断面修復工	ポリマーセメントモルタル 左官 t=40mm プライマー含む	m ²	3.660	
ひび割れ補修工(注入工法)	B=0.5mm 注入器低圧ゴム圧式 シーリング材	m	7.150	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(5)水路附帯工				
転落防止柵再塗装	亜鉛メッキ 2回塗り ハケ塗り	m	199.500	
侵入防止柵設置	H=1.5m(忍返しあり) 亜鉛 メッキ 支柱間隔1.5m	m	33.400	
侵入防止柵扉設置	H=1.5m 亜鉛メッキ 片開 き	組	1.000	
リアサークル設置工①	サイドポール7.2m リア サークル4.8m	組	1.000	
リアサークル設置工②	サイドポール8.1m リア サークル6.0m	組	1.000	
2. 第1号減圧水槽				
(1)土工	堆積土砂撤去			
掘削工	床掘 人力 クレーン吊 上げ	式	1	
土砂引き上げ		式	1.000	
大型土のう袋		枚	1.000	
廃プラスチック運搬・処理	堆積土砂撤去 土のう袋 運搬+処分費 L=39.0km	m ³	0.007	
(2)土工	水路附帯工			
床掘	侵入防止柵設置 砂質土 BH0.28m ³	式	1	
埋戻	侵入防止柵設置 発生土 砂質土	式	1	
(3)構造物撤去工				
コンクリートはつり	壁 t≤3cm	m ²	3.318	
コンクリートはつり	床 t≤3cm	m ²	4.976	
コンクリートはつり	床 3<t≤6	m ²	0.040	
構造物取壊し	有筋 なし 人力 昼間 施工 6<t	m ³	1.909	
殻運搬・処理	コンクリート殻 有筋 運搬+処分費 L=20.6km	m ³	0.994	
侵入防止柵撤去工	水路附帯工 ネットフェ ンス	m	58.200	
侵入防止柵扉撤去	H=1.5m 片開き アンカーブ ロック 廃棄	組	1.000	
殻運搬・処理	コンクリート殻 無筋 運 搬+処分費 L=20.6km	m ³	0.470	
現場発生材運搬	第1号減圧分水槽→山王 海ダム発生材置場 L=4.6km	ton	0.992	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
リアサークル撤去工①	サイドポール6.2m リアサークル3.0m	組	1.000	
リアサークル撤去工②	サイドポール9.3m リアサークル7.2m	組	1.000	
リアサークル撤去工③	サイドポール9.0m リアサークル6.6m	組	1.000	
廃プラスチック運搬・処理	リアサークル 運搬+処分費 L=39.0km	m ³	1.000	「概」
(4)補修工				
高圧洗浄工	14.7MPa	m ²	1,012.000	
断面修復工	ポリアセメントモルタル 左官 t=40mm プライマー含む	m ²	27.360	
ひび割れ補修工（注入工）	B=0.5mm 注入器低圧ゴム圧式 シーリング材	m	31.500	
(5)水路附帯工				
転落防止柵再塗装	亜鉛メッキ 2回塗り ハケ塗り	m	158.400	
侵入防止柵設置	H=1.5m(忍返しあり) 亜鉛メッキ 支柱間隔1.5m	m	4.500	
侵入防止柵扉設置	H=1.5m 亜鉛メッキ 片開き	組	1.000	
リアサークル設置工①	サイドポール6.2m リアサークル3.0m	組	1.000	
リアサークル設置工②	サイドポール9.3m リアサークル7.2m	組	1.000	
リアサークル設置工③	サイドポール9.0m リアサークル6.6m	組	1.000	
3. 第1号分水槽				
(1)土工	水路附帯工			
掘削工	侵入防止柵設置 砂質土 BH0.28m ³	式	1	
埋戻	侵入防止柵設置 発生土 砂質土	式	1	
(2)構造物撤去工				
コンクリートはつり	壁 t≤3cm	m ²	1.633	
コンクリートはつり	床 t≤3cm	m ²	0.802	
コンクリートはつり	壁 3<t≤6	m ²	0.360	
構造物取壊し	有筋 なし 人力 昼間施工 6<t	m ³	2.510	
殻運搬・処理	コンクリート殻 有筋 運搬+処分費 L=20.2km	m ³	1.280	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
侵入防止柵撤去	H=1.5m(忍返しあり) 支柱間隔2.0m アンカーブロック 廃棄	m	61.000	
侵入防止柵門扉撤去	H=1.5m 片開き アンカーブロック 廃棄	組	1.000	
殻運搬・処理	コンクリート殻 無筋 運搬+処分費 L=20.2km	m ³	0.480	
現場発生材運搬	第1号分水槽→山王海ダム 発生材置場 L=4.2km	ton	1.037	
リアサークル撤去工①	サイドポール8.1m リアサークル6.0m	組	1.000	
リアサークル撤去工②	サイドポール8.1m リアサークル6.0m	組	1.000	
リアサークル撤去工③	サイドポール8.1m リアサークル6.0m	組	1.000	
廃プラスチック運搬・処理	リアサークル撤去工 運搬+処分費 L=39.2km	m ³	1.000	「概」
(3)補修工				
高圧洗浄工	14.7MPa	m ²	1,076.720	
断面修復工	ポリマーセメントモルタル 左官 t=40mm プライマー含む	m ²	27.270	
ひび割れ補修工(注入工法)	B=0.5mm 注入器低圧ゴム圧式 シーリング材	m	4.900	
(4)水路附帯工				
転落防止柵再塗装	亜鉛メッキ 2回塗り ハケ塗り	m	204.550	
侵入防止柵設置	H=1.5m(忍返しあり) 亜鉛メッキ 支柱間隔1.5m	m	8.200	
侵入防止柵扉設置	H=1.5m 亜鉛メッキ 片開き	組	1.000	
リアサークル設置工①	サイドポール8.1m リアサークル6.0m	組	1.000	
リアサークル設置工②	サイドポール8.1m リアサークル6.0m	組	1.000	
リアサークル設置工③	サイドポール8.1m リアサークル6.0m	組	1.000	
4. 仮設工	北幹線水槽			
(1)進入路工	工事用道路敷鉄板養生			
敷鉄板	設置～貫料～撤去 t=22mm 使用1回 供用70日	m ²	139.350	
土木シート	敷設～撤去 ポリプロピレン系織布 厚さ0.37mm	m ²	196.563	
耕地復旧費		m ²	196.563	
(2)足場工	安全ネットなし 賃料等含む			

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
足場工	手摺先行型 枠組	掛㎡	311.000	「概」
足場工	単管	掛㎡	8.000	「概」
5. 仮設工	第1号減圧水槽			
(1) 進入路工	工事用道路敷鉄板養生			
敷鉄板	設置～賃料～撤去 t=22mm 使用1回 供用 43日	㎡	18.580	
(2) 足場工	安全ネットなし 賃料等 含む			
足場工	手摺先行型 枠組	掛㎡	545.000	「概」
6. 仮設工	第1号分水槽			
(1) 進入路工	工事用道路敷鉄板養生			
敷鉄板	設置～賃料～撤去 t=22mm 使用2回 供用 60日	㎡	18.580	
(2) 足場工	安全ネットなし 賃料等 含む			
足場工	手摺先行型 枠組	掛㎡	443.000	「概」
足場工	単管	掛㎡	29.000	「概」
7. その他				
(1) 運搬費				
共通仮設 (積上げ)				
運搬費	北幹線分水槽			
廃プラスチック運搬・処理	堆積土砂撤去 土木シ ート 運搬+処分費 l=38.7km	m3	0.130	
仮設材運搬	往復 積込～取卸 基地～ 北幹線分水槽 22.4km	ton	24.100	
運搬費	第1号減圧水槽			
仮設材運搬	往復 積込～取卸 基地～ 第1号減圧水槽 23.2km	ton	3.200	
運搬費	第1号分水槽			
仮設材運搬	往復 積込～取卸 基地～ 第1号分水槽 22.6km	ton	3.200	
(2) 技術管理費				
共通仮設 (積上げ)				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
技術管理費				
試験施工	高压洗净 14.7MPa	m ²	1.000	
試験施工	高压洗净 30MPa	m ²	1.000	
試験施工	高压洗净 50MPa	m ²	1.000	

北幹線分水槽 工事用地図

S=1:100

45-7

45-1

作業ヤード
A=196.563m²

45-6
畑
農林省
分水ゲート

44-4
畑
農林省

越流調整ゲート

44-1
畑

44-3
畑
農林省

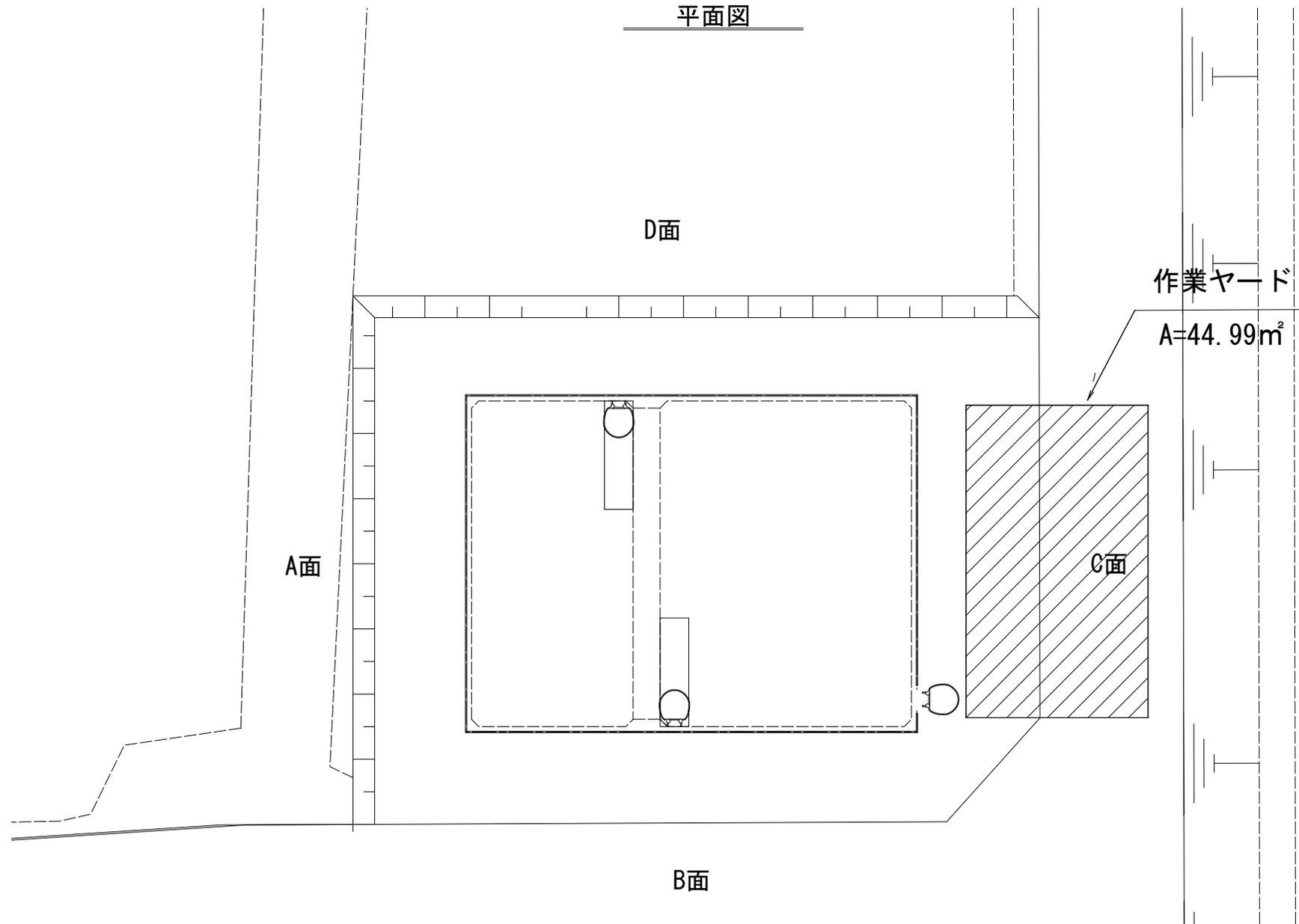
工事名	令和7年度 山王海葛丸農業水利事業 稲荷幹線水路分水槽他整備（その2）工事		
図面名	北幹線分水槽 工事用地図		
作成年月日			
縮尺	S=1:100	図面番号	1/3
会社名			
事業所名	東北農政局 山王海葛丸農業水利事業所		

第1号減圧水槽 工事用地図

【第1号減圧水槽 外面】

S=1:100

平面図

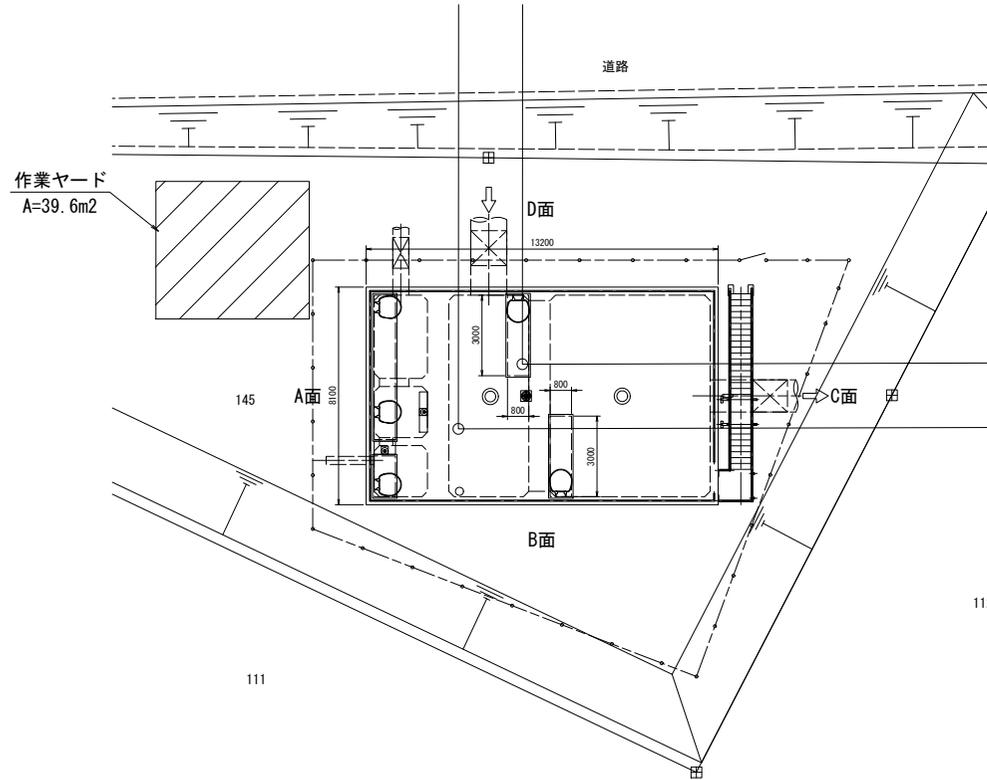


工事名	令和7年度 山王海峽丸高農水利事業 稲荷幹線用水路分水槽他整備（その2）工事		
図面名	第1号減圧水槽 工事用地図		
作成年月日			
縮尺	S=1:100	図面番号	2/3
会社名			
事業所名	東北農政局 山王海峽丸高農水利事業所		

第1号分水槽 工事用地図

S=1:100

平面図



工事名	令和7年度 山王海蔵丸農業水利事業 稲荷幹線用水路分水槽他整備（その2）工事		
図面名	第1号分水槽 工事用地図		
作成年月日			
縮尺	S=1:100	図面番号	3/3
会社名	東北興政局		
事業所名	山王海蔵丸農業水利事業所		

国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

- 1 この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
- 2 この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

所有者等	土地の所有者又は使用権者をいう。
借地した土地	国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権原を得た土地をいう。
関係者	借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
- 3 工事の請負者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

記

- (1) 仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。
ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- (2) 仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の請負者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- (3) 仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- (4) 仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- (5) 仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。
特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難しい場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。

また、農地の場合にあっては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。

農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものとする。

(6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。

復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。

発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、請負者はこれに協力しなければならない。

(7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

実績変更対象経費に関する実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額
共通仮 設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要した地代及び建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小 計			
現場管 理費	労務管 理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給	
	小 計			
合 計				

別紙－ 5

様式 2

実績変更対象経費に関する変更実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差 額
共 通 仮 設 費	営 繕 費	借上費	現場事務所、試験室、 労働者宿舎、倉庫、材 料保管場所等の敷地 借上げに要する地代 及び建物を建築する 代わりに貸しビル、マ ンション、民家等を長 期借上げした場合に 要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテ ル等に宿泊する場合 に要する費用			
		労働者 送迎費	労働者をマイクロバ ス等で日々当該現場 に送迎輸送（水上輸送 含む）をするために要 する費用（運転手賃 金、車両損料、燃料費 等含む）			
	小 計					
現 場 管 理 費	労 務 管 理 費	募集及 び解散 に要す る費用	労働者の赴任手当、労 働者の帰省旅費、労働 者の帰省手当			
		賃金以 外の食 事、通 勤等に 要する 費用	労働者の食事補助、交 通費の支給			
	小 計					
合 計						

別紙－6

様式1

実績変更対象経費に関する内訳書

費 目		費 用	内 容	計上額
共通仮 設費	運搬費	建設機械 の運搬費	建設機械の運搬等に要す る費用	
	準備費	伐開・除 根・除草 費	準備作業に伴う伐開、除 根、除草作業に要する費用	
合 計				

令和7年度 山王海葛丸農業水利事業

稲荷幹線用水路分水槽他整備（その2）工事

図 面 目 録

図 面 番 号	図 面 名 称	枚数	備考
1	位置図	1	
2 - 1 / 2	北幹線分水槽 補修展開図 (1/2)	1	
- 2 / 2	北幹線分水槽 補修展開図 (2/2)	1	
3 - 1 / 2	第1号減圧水槽 補修展開図 (1/2)	1	
- 2 / 2	第1号減圧水槽 補修展開図 (2/2)	1	
4 - 1 / 2	第1号分水槽 補修展開図 (1/2)	1	
- 2 / 2	第1号分水槽 補修展開図 (2/2)	1	
5	補修工標準図	1	
6	北幹線分水槽 リアサークル・侵入防止柵撤去及び設置図	1	
7	第1号減圧水槽 リアサークル・侵入防止柵撤去及び設置図	1	
8	第1号分水槽 リアサークル・侵入防止柵撤去及び設置図	1	
9	リアサークル補修標準詳細図	1	
10	侵入防止柵標準図	1	
11	北幹線分水槽 転落防止柵補修図	1	
12	第1号減圧水槽 転落防止柵補修図	1	
13	第1号分水槽 転落防止柵補修図	1	
14	転落防止柵補修標準図	1	
	合 計	17	